

# 産業動物獣医師、家畜保健衛生所等の 獣医師を志す方へ

平成 **24** 年度

## 修学資金のご案内



### 修学資金制度の目的

牛・豚などの家畜を診療する獣医師（産業動物獣医師）や都道府県の家畜保健衛生所等の獣医師を養成・確保し、家畜の伝染性疾患の予防・まん延を防止するための体制や畜産物の完全確保のための体制を整備するものです。

### 対象者

- 1 獣医学課程のある大学において、獣医学を専攻する学生
- 2 市町村、農協、農業共済組合等において産業動物獣医師として従事、または、都道府県において家畜保健衛生所等の家畜衛生行政に従事しようとする学生

### 修学資金制度の概要

- 1 貸与額：月額10万円以内（私立大学の学生：月額12万円以内）  
（大学卒業後の就業予定先である畜産関係団体や行政機関等と、農林水産省が折半して負担します。）
- 2 獣医師免許取得後、修学資金の貸与期間の1.5倍の期間、就業条件先で従事すれば、修学資金の返還を全額免除

### 平成24年度の募集

#### 茨城県

■就業条件  
茨城県農業共済組合  
連合会に従事

■募集人数  
1名

■問合せ先  
(公社)茨城県畜産協会  
〒310-0022  
水戸市梅香1-2-56(畜産会館内)  
電話:029-231-7501  
FAX:029-222-2032

※学生の募集が終了している場合がありますので、  
修学資金を希望する学生は募集をしている団体にご確認ください。

### 平成25年度共同負担者募集

獣医師を確保するため、修学資金の共同負担（国と折半して負担）を希望される方は下記までお知らせください。

#### 公益社団法人 茨城県畜産協会

〒310-0022  
水戸市梅香1-2-56(畜産会館内)  
電話:029-231-7501 FAX:029-222-2032